第六条の二中「第十一条の三第一項」を「第十一条の二第一項」に改め、同条を第六条とする。

第六条の二の二中「第十一条の四第一項」を「第十一条の三第一項」に改め、同条を第六条の二とする。

第六条の五の見出し中「機械等」を「特定機械装置」に改め、同条第一項中「並びに工場用の建物及びその附属設備」を削る。

第六条の七を削る。

第十条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第六十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第十三条の三の規定

第十三条第一項中「第二十条の三第二項第一号」を「第二十一条第二項第一号」に改め、「この項から」を削り、「第二十条の三第三項」を「第二十一条第三項」に改め、同項ただし書中「第四項」を「第二十一条第四項」に改め、同条第二項中「第二十条の三第二項第二号」を「第二十一条第二項第二号」に改め、同項ただし書中「第二十条の三第四項」を「第二十一条第四項」に改め、同条第三項中「第二十条の三第二項第三号」を「第二十一条第二項第三号」に改め、同項ただし書中「第二十条の三第四項」を「第二十一条第四項」に改め、同条第五項中「第二十条の三第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第十項中「第二十条の三第四項」を「第二十一条第四項」に改める。

第十七条第二項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　地方卸売市場で食用肉の卸売取引のために定期に又は継続して開設されるもののうち、都道府県がその市場における食用肉の卸売取引に係る業務の適正かつ健全な運営を確保するため、その業務につき必要な規制を行うものとして農林水産大臣の認定を受けたもの

第十八条の五を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十八条の二第一項に規定する政令で定めるものは、常時使用する従業員の数が五百人以下の個人とする。

第十九条第二十四項の表第十一条第二項の項中「第十一条第二項」を「第十一条の二第二項」に改め、同表第十一条の二第二項、第十七条第四項第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ並びに第百八十条第二項第一号の項中「第十一条の二第二項」を削る。

第十九条の三第三項中「応じ」を「応じ」に改め、同条第二十一項中「第八十四条第二項第三号」を「第八十四条第三項第三号」に改める。

第二十条第四項の表第百二十条第一項の項中「又は第三十五条の二第一項」を「、第三十五条の二第一項又は第三十五条の三第一項」に改め、同条第五項の表第十一条第二項の項中「第十一条第二項」を「第十一条の二第二項」に改め、同表第十一条の二第二項及び第十七条第四項第五号の項中「第十一条の二第二項及び」を削り、同表第九十七条第一項第一号の項中「又は第三十五条の二第一項」を「、第三十五条の二第一項又は第三十五条の二第一項」に改め、同条第六項中「又は第三十五条の二第一項」を「、第三十五条の二第一項又は第三十五条の三第一項」に改め、同条第七項中「又は第三十五条の二第一項」を「、第三十五条の二第一項又は第三十五条の三第一項」に改め、「順次法」の下に「第三十五条の三第一項」を加える。

第二十条の二第八項を削り、同条第九項中「第三十一条の二第二項第八号の三ロ」を「第三十一条の二第二項第八号の二ロ」に、「第三十一条の二第二項第八号の三イ」を「第三十一条の二第二項第八号の二イ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「とし、法第三十一条の二第二項第九号に規定する政令で定める建築物は、建築基準法第三条第二項（同法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第三章（第三節及び第五節を除く。）の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない建築物」を削り、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を加える。

10　法第三十一条の二第二項第九号に規定する政令で定める建築物は、建築基準法第三条第二項（同法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。）の規定により同法第三章（第三節及び第五節を除く。）の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない建築物とする。

第二十条の二第十一項中「第三十一条の二第二項第九号の二」を「第三十一条の二第二項第十号」に改め、同条第十二項及び第十三項中「第三十一条の二第二項第十号」を「第三十一条の二第二項第十一号」に改め、同条第十四項及び第十五項中「第三十一条の二第二項第十一号」を「第三十一条の二第二項第十二号」に改め、同条第十六項及び第十七項を削り、同条第十八項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。

17　法第三十一条の二第二項第十四号に規定する政令で定める土地等の譲渡は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業の施行者である同法第五十一条の九第五項に規定する区画整理会社に対する当該区画整理会社の株主又は社員である個人の有する土地等の譲渡とする。

第二十条の二第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項から第二十三項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十四項中「同条第二項第十二号から第十四号まで」を「同条第二項第十三号若しくは第十四号」に、「同条第二項第十二号ロ」を「同条第二項第十三号」に改め、「若しくは認可」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に、「第二十六項」を「第二十五項」に改め、同号を同項第四号とし、同項を同条第二十三項とし、同条第二十五項中「から第三号まで」を「又は第二号」に改め、「同項第一号に掲げる事業にあつてはその造成に係る一団の宅地の面積が十ヘクタール以上であるものに限るものとし、同項第二号又は第三号に掲げる事業にあつては」を削り、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「第二十四項第一号から第四号まで」を「第二十三項第一号から第三号まで」に、「から第三号まで」を「又は第二号」に、「をいい、同項第一号に掲げる事業にあつてはその造成に係る一団の宅地の面積が五ヘクタール以上であるものに限るものとし、同項第二号又は第三号に掲げる事業にあつては」を「であつて」に、「に限る。）で」を「をいう。）で」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「第二十四項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第二十七項とする。

第二十二条第四項第一号中「当該譲渡資産と種類及び用途を同じくする」を「次に掲げる譲渡資産の区分に応じそれぞれ次に定める」に改め、同号に次のように加える。

イ　ロ及びハに掲げる資産以外の資産　当該資産と種類及び用途を同じくする資産

ロ　配偶者居住権　当該配偶者居住権を有していた者の居住の用に供する建物又は当該建物の賃借権

ハ　配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地又は当該土地の上に存する権利　当該配偶者居住権に基づき使用する権利　当該権利を当該配偶者居住権に基づき使用する権利を有していた者の居住の用に供する建物の敷地の用に供される土地又は当該土地の上に存する権利

第二十二条第四項第四号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第三十三条第一項第六号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号に次の一号を加える。

三　法第三十三条第一項第五号の場合にあつては、当該譲渡資産と同種の権利（当該譲渡資産が次に掲げる資産である場合には、次に掲げる譲渡資産の区分に応じそれぞれ次に定める資産）

イ　配偶者居住権　当該配偶者居住権を有していた者の居住の用に供する建物又は当該建物の賃借権

ロ　配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地又は当該土地の上に存する権利　当該配偶者居住権に基づき使用する権利　当該権利を当該配偶者居住権に基づき使用する権利を有していた者の居住の用に供する建物の敷地の用に供される土地又は当該土地の上に存する権利

第二十二条第十項中「この項、第十九項及び第二十一項」を「この条」に改め、同条第十一項中「より都市再開発法第七十一条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「同条第一項又は第三項」に改め、同項第一号中「第七十一条第一項」の下に「又は第三項」を加え、同条第十四項中「の申出をしたと」を「又は第三項の申出をしたと」に、「同項」を「同条第一項又は第三項」に改め、同項第